

議案第 65 号

市川市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 25 年 2 月 18 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
市川市市民会館の設置及び管理に関する条例（平成 17 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第 4 条を削る。

第 5 条第 2 項第 3 号中「第 11 条第 6 号」を「第 12 条第 6 号」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条中「市川市使用料条例（平成 11 年条例第 39 号）に定める使用料を」を「別表の定めるところにより算出した額に 100 分の 105 を乗じて得た額を使用料として」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第 6 条を第 5 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の減免）

第 6 条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第16条を第22条とする。

第15条第2項第2号を次のように改める。

(2) 次条第1項に規定する利用料金を収受すること。

第15条第2項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 飲食の提供、物品の販売その他の会館の利便性の向上に資するサービスの提供を行うこと。

第15条第3項中「第5条、第7条から第9条まで、第11条及び第12条」を「第8条から第10条まで、第12条、第13条及び次条から第21条まで」に、「第4条ただし書及び第5条」を「第4条」に、「第7条ただし書及び第8条ただし書」を「第8条ただし書及び第9条ただし書」に、「第9条第1項、第11条及び第12条」を「第10条第1項、第12条及び第13条」に改め、同条を第16条とし、同条の次に次の5条を加える。

(利用料金)

第17条 前条第3項の規定により読み替えて適用される第4条第1項の規定による許可を受け、施設等を使用するものは、指定管理者に対し、施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

2 利用料金の額（消費税及び地方消費税の額を除く。）は、別表に定める額を上限として市長の承認を得て指定管理者が定めるところにより算出した額とする。

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の収受等)

第19条 市長は、指定管理者に対し、利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 指定管理者が利用料金を収受するときは、第5条から第7条までの規定は、適用しない。

(利用料金の公示等)

第20条 市長は、第17条第2項の規定により利用料金に係る承認をしたときは、当該承認に係る利用料金に関する事項を公示するものとする。

2 指定管理者は、前項の承認に係る利用料金に関する事項を会館の見やすい場所に掲示しなければならない。

(既納の利用料金)

第21条 指定管理者は、既納の利用料金を返還することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 第17条第1項に規定する施設等を使用するものが自己の責めによらない理由により施設等を使用することができないとき。

(2) 第17条第1項に規定する施設等を使用するものが規則で定める期間内に当該使用許可の取消し又は変更を申し出たとき。

(3) その他指定管理者が相当の理由があると認めるとき。

第14条を第15条とする。

第13条中「第5条第2項第3号又は第11条第6号」を「第4条第2項第3号又は第12条第6号」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

(既納の使用料)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者が自己の責めによらない理由により施設等を使用することができないとき。

(2) 使用者が規則で定める期間内に当該使用許可の取消し又は変更を申し出たとき。

(3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

第22条の次に次の1条を加える。

(過料)

第23条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条、第17条関係）

施設

区 分	1時間当たりの額
ホ ー ル（ 附 属 の 部 屋 を 含 む 。 ）	1,500円
第 1 会 議 室	200円
第 2 会 議 室 の 1	180円
第 2 会 議 室 の 2	180円
第 2 会 議 室 の 1 及 び 第 2 会 議 室 の 2 を 1 室 と し て 使 用 す る 場 合	350円
展 示 室	200円

備考

- 1 土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に施設を使用するときの1時間当たりの額は、この表の定める額に100分の120を乗じて得た額とする。
- 2 使用の許可を受けたものが入場料その他これに類する金銭を徴収するときの1時間当たりの額は、この表（備考1を含む。）の定める額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 ホールの使用の許可を受けたものが入場料その他これに類する金銭を徴収しない場合において、商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用するときの1時間当たりの額は、この表（備考1を含む。）の定める額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 4 市外に居住する者又は市外の団体が使用するときの1時間当たりの

額は、この表（備考1、備考2及び備考3を含む。）の定める額に100分の120を乗じて得た額とする。

5 超過使用に係る1時間当たりの額は、この表（備考1、備考2、備考3及び備考4を含む。）の定める額に100分の130を乗じて得た額とする。この場合において、超過使用に係る使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、当該端数が30分未満である場合にはこれを切り捨て、当該端数が30分以上である場合にはこれを1時間とする。

6 使用の許可を受けた時間に30分単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、この表（備考1、備考2、備考3及び備考4を含む。）の定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

附属設備

区 分	1日当たりの額	備 考
ピ ア ノ	1台につき 1,500円	調律料は含まない。
スポットライト	1基につき 250円	
映 写 機	1台につき 500円	フィルム5巻まで。5巻を超えて映写するとき は、5巻を超える1巻ごとに50円を加えて得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年4月1日前に改正前の第6条の規定により同日以後の市民会館の施設及び附属設備の使用に係る使用料を納付したものは、同日において、改正後の第17条第1項の規定により市民会館の施設及び附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付したものとみなす。

3 平成26年4月1日前に市川市使用料条例（平成11年条例第39号）第4条の規定により市長から同日以後の市民会館の施設及び附属設備の使用に係る使用料の減額又は免除を受けたものは、同日において、改正後の第18条の規定により指定管理者から利用料金の減額又は免除を受けたものとみなす。

（準備行為）

4 利用料金に係る承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第17条第2項及び第20条第1項の規定の例により行うことができる。

理 由

市民会館の施設等の有効活用を図るため、当該施設等の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制を導入するとともに、市民会館を使用することができるものの範囲を広げるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。